

添付書類

令和7年度  
(第10期事業年度)

# 監事監査報告

独立行政法人自動車技術総合機構

# 令和7事業年度監事監査報告

令和8年6月19日

独立行政法人自動車技術総合機構  
理事長 杉山 徹 殿

独立行政法人自動車技術総合機構  
監事 中村 卓之  
監事 亀井 純子

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「自動車機構」という。）の令和7事業年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

## 【令和7事業年度監事監査報告】

### I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事、内部監査部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議（総合技術戦略本部会合、契約監視委員会、内部統制委員会、検査業務適正化推進本部会合等）に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本部、交通安全環境研究所及び地方検査部・事務所（近畿検査部等14箇所）において業務、財産の状況及び国土交通大臣に提出する書類を調査した。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備・運用状況等について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」と

いう。)並びに事業報告書(会計に関する部分)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

## II 監査の結果

### 1. 本部及び交通安全環境研究所並びに地方検査部・事務所の監査結果

総体的には、概ね適正に業務運営が図られ、かつ、会計処理が適正に執行されていたものと認められたが、一部において主に以下のような改善又は検討を必要とする事項が認められた。

#### (1) 本部及び交通安全環境研究所

- ① 退勤時にクライアントPCをシャットダウンしていない職員がいるので、PCシャットダウンの徹底を図ること。
- ② 新規検査等届出等の事前審査に係るオンライン届出システムについて、利用率向上に向けた方策を検討すること。

#### (2) 地方検査部・事務所

- ① 固定資産及び少額備品について、除却手続きをせず処分されていた資産があったこと。
- ② 現車審査作業における外観検査や下回り検査において、安全作業マニュアルに定められた作業方法に従っていない事例があったこと。

### 2. 財務諸表等についての意見

財務諸表は、独立行政法人会計基準並びに一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政コストの状況を適正に表示しているものと認められる。

決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認められる。

また、会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査方法及び結果は、相当であると認められる。

### 3. 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認め

られる。

### Ⅲ 自動車機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

国からの依頼を受けて、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査業務を審査事務規程に基づいて適切に実施するとともに、国の施策立案や基準策定を支援するための試験研究を、公正・中立な立場で行っていた。

特に、中期計画の最終年度である令和7年度においては、理事長の強力なリーダーシップのもと、交通安全環境研究所では、自動車基準調和世界フォーラム（UN/ECE/WP.29）の専門家会合や作業部会等に参画して、国土交通省の自動車基準調和活動を支援するとともに、研究関係、鉄道認証関係、リコール技術検証関係、自動車型式認証関係のいずれも年度計画を超える成果を得た。

また、登録確認調査業務については、スキルアップのための研修について年度計画で定めた回数を達成するだけでなく、本部主導でグループ討議研修を実施して、登録窓口における課題の解決策を議論して取りまとめさせるなど、登録確認調査員のスキルアップ、モチベーションアップにつなげていた。

検査における基準適合性審査業務については、OBD検査が輸入車にも対象が拡大されるも、大きなトラブルもなく着実に実施されたほか、街頭検査では検査台数の大幅な増加、検査コース内の事故防止については事故発生度数率の低減、さらに、検査コース閉鎖時間の削減が図られた。

このように、自動車機構の業務全般的に年度計画・中期目標の着実な達成が図られたと認められる。

### Ⅳ 自動車機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他自動車機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

内部統制については、本部・交通安全環境研究所の役職員及び内部統制の推進に関する規程に基づく内部統制推進責任者に対する内部統制に関するセミナーの開催、理事長巡視、内部監査、地方検査部による調査・指導の実施、内部統制にかかる各種規程に基づく委員会（内部統制委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会及び検査業務適正化推進本部会合）の開催等により、内部統制が着実に定着してきているものと認められる。

なお、令和7年度は、交通安全環境研究所において研究インテグリティを

確保するための規程が整備され、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対応する体制が整った。

また、平成27年度の神奈川事案（並行輸入自動車について不適切審査があったとして職員が逮捕）から10年経過したことに鑑み、不適切審査を発生させないための新たな取り組みとして、年度初めに異動してきた職員を中心にアンケートを実施して、前の職場と比べて違和感とか変化がないか等、不適切審査につながる予兆を察知するための情報収集を令和8年度から実行することとなった。

内部統制システムを有効に機能させていくためには組織の各階層が内部統制におけるそれぞれの役割を認識・理解して、確実に責任を果たしていくことが重要であり今後に期待したい。

#### **V 自動車機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実について**

役員の職務の執行に関する不正行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

#### **VI 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由**

監査の実施において関係者の積極的な協力が得られており、該当事項はない。

#### **VII 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見**

独立行政法人見直しに関する閣議決定事項への対応について、役職員の給与水準は国に準拠した基準であり、ラスパイレス指数も100以下となっており適正水準で運用されていると認められる。また、入札・契約の合理化については調達合理化計画に基づいて透明性及び外部性を確保し取り組んでいると認められる。